建設緑政局関係議案資料(その2)

議案第106号

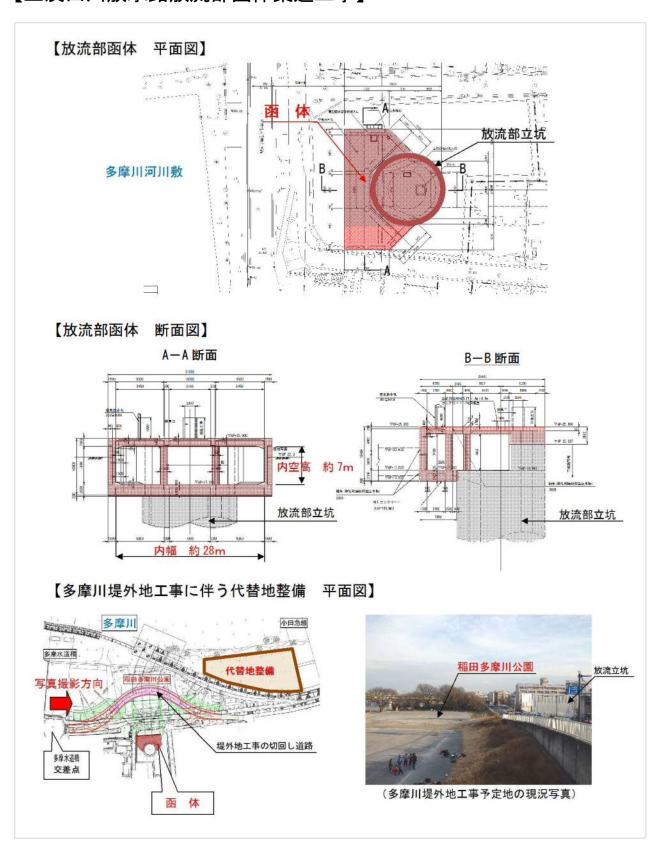
五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の変更について

建設緑政局

【五反田川放水路整備事業 位置図】



【五反田川放水路放流部函体築造工事】



五反田川放水路放流部函体築造工事請負契約の変更について

【変更契約の経緯について】

1 工事概要(当初契約)

工 事 名:五反田川放水路放流部函体築造工事

工 事 場 所:川崎市多摩区登戸新町、登戸地内

契 約 金 額:859,680,000円

契約の相手方:清水建設株式会社

工 期:平成27年3月23日 ~ 平成28年3月15日

2 変更契約の経過

		契約日	変更内容				
1	第1回変更契約	平成27年7月24日	(増額変更)	859, 680, 000円	\rightarrow	871, 599, 960円	
2	第2回変更契約	平成28年1月19日	(工期延期)	平成28年3月15日	\rightarrow	平成28年3月31日	
3	第3回変更契約	平成28年2月23日	(増額変更)	871, 599, 960円	\rightarrow	928, 792, 440円	
4	第4回変更契約	平成28年3月30日	(工期延期)	平成28年3月31日	\rightarrow	平成28年8月31日	
⑤	第5回変更契約		(増額変更)	928, 792, 440円	\rightarrow	971, 314, 200円	

3 変更理由

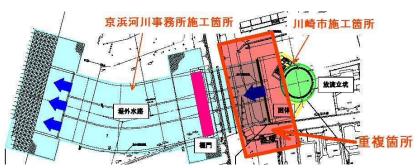
〔① 変更契約の理由について〕

施工業者からの請求により、平成27年度公共工事設計労務単価に係る特例措置(※)による所定の算出金額に増額変更を行ったものです。

※特例措置:平成27年1月30日付けで国土交通省が「平成27年2月から適用する公共工事設計労務単価」を決定したことから、平成27年2月1日以降の工事契約のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算している工事について、新労務単価に基づく請負代金額に変更できるものです。

[② ・④ 変更契約の理由について]

国土交通省京浜河川事務所施工の堤外水路及び樋門の工事と重複して施工する箇所が発生するため、工事を円滑かつ安全に施工するにあたり、作業工程の調整に日数を要したことにより工期延期が必要となったものです。当初の完成予定である平成 28 年 3 月 15 日から 8 月 31 日に延期するためには、制度上、一旦 3 月 31 日まで延期する必要があり、その後、予算の繰越承認後に 8 月 31 日まで延期したものです。

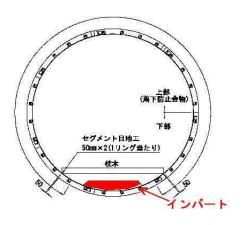


〔③ 変更契約の理由について〕

トンネル内挿管敷設工は、インバート部に洗浄管を敷設したのち、分流部からコンクリートを2km圧送し、打設を行うものです。

当初は、標準的な流動コンクリートで打設する予定でしたが、コンクリートが頻繁に詰まり、圧送不良となったことから、高流動コンクリートへ品質を高め、設計変更を行ったものです。





[⑤ 変更契約の理由について]

坑口仕上げ工は、シールドトンネルと立坑の接続部の坑口仕上げを行うもので、トンネル内の到達位置の確認や、大深度地下のために高い水圧を受けることが想定され、接続工事の施工状況に応じた構造とする必要があります。

このため、当初設計に含めず、施工状況を確認しながら、構造を決定したものであり、今回変更契約を行うものです。



